

保国発0607第1号
平成29年6月7日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

国民健康保険の被保険者資格確認事務に係るモデル事業の実施について

国民健康保険の被保険者資格の適正な管理を進めることは、被保険者の負担軽減と国民健康保険業務の事務負担の軽減を図るものであることから、その徹底を進めることが不可欠である。

このため、「国民健康保険の被保険者の適用にかかる周知について」（平成29年4月3日保国発0403第1号国民健康保険課長通知）において、国民健康保険の被保険者資格の取得届出等のために市区町村の国民健康保険窓口に来所する方で、事業所に勤務している方に健康保険・厚生年金保険制度を理解していただくため、リーフレットの窓口設置等の周知依頼を行ったところである。

今般、国民健康保険の被保険者資格確認事務について、市町村の協力を得て、別紙の実施要領に基づきモデル事業を実施することとしたので、都道府県においては、当該市町村におけるモデル事業が適切に実施されるよう配慮願いたい。

なお、本モデル事業の結果等を検証した上で、今後全国の市町村において効果的・効率的な取組を実施いただくよう事務の取扱いに係る通知を示す予定であることを申し添える。

(別紙)

国民健康保険の被保険者資格確認事務に係るモデル事業の実施要領

1. 目的

この要領は、国民健康保険制度の事業運営の基本となる被保険者資格の適用事務のうち、資格確認に関して協力市町村が実施するモデル事業の内容を定めることを目的とする。

2. 実施内容

下記の市町村窓口及び郵送による対応それぞれについて、市町村の実情に応じた取組みを実施するとともに、必要に応じて年金事務所への質問票の回付等を行う。

(1) 市町村窓口による対応

国民健康保険の加入手続きや納付相談等のために国民健康保険担当窓口に来所された方に、状況に応じて就労の有無を聴取し、就労していることが明らかとなった場合に、周知用リーフレットを渡して健康保険・厚生年金保険の適用の考え方を説明する。

その上で就労状況に関して、質問票（別添1）に記入を依頼して、健康保険・厚生年金保険の適用の可能性がある場合には、年金事務所へ質問票を回付し情報提供を行う。ただし、窓口において記入が困難な場合などは、質問票を渡して所管の年金事務所へ相談に行くよう案内を行う。

(2) 郵送による対応

国民健康保険加入後に事業所で勤務する場合もあることから、国民健康保険料（税）を滞納している被保険者（世帯主）宛ての督促状等の送付や短期証の交付、被保険者証更新の機会などに併せて周知用リーフレット及び質問票を同封して健康保険・厚生年金保険の適用の考え方を改めて情報提供し、就労している場合には、質問票に記入後、市町村に返送するよう依頼する。ただし、はがき等の発送物であるために同封できない場合は、別途郵送により行う。

(発送を行う機会の例)

- ・ 保険料（税）督促状、催告書、差押予告書
- ・ 短期被保険者証、被保険者資格証の交付
- ・ 被保険者証の更新

※ 送付方法については、制度周知の観点から滞納者や被保険者全員に送付することも一つの方法であるが、60歳以上の在職老齢年金受給者以外の年金受給者を除外したり、課税所得情報等から給与所得者を抽出することで、対象者を絞り込んで送付する方法も有効と考える。

(3) 質問票の回付等

市町村に返送された質問票については、記入漏れがないか確認を行い、年金事務所へ回付し情報提供を行う。

年金事務所では、質問票の記入内容を確認して、本人の年金記録等を確認する。確認の結果、健康保険・厚生年金の被保険者である場合は、加入年月日等の情報を市町村へ報告する。また、健康保険・厚生年金の被保険者ではない場合は、年金事務所において事業所調査を行うこととなるが、調査結果等については市町村へ適宜情報提供を行う。

なお、年金事務所へ質問票を回付した後に被保険者等から照会があった場合には、年金事務所へ照会するよう案内する。

3. 実施期間

平成29年7月1日から9月30日までの3ヶ月間

4. モデル事業実施にかかる連絡会議の開催

市町村及び所管の年金事務所において、被保険者への説明方法、質問票の回付方法、照会先の明確化、連絡体制等についてすり合わせるため、「被保険者資格確認モデル事業連絡会議設置要綱」(別添2)に基づき連絡会議を開催することとする。

5. 実施状況等の報告

実施市町村は、終了後、市町村受付(回付)状況報告書(別添3)、取組において明らかとなった効果、問題点、対策等を取りまとめ、11月末までに都道府県を経由して厚生労働省保険局国民健康保険課あて報告する。

6. 費用負担

本事業の実施に要する費用については、平成29年度特別調整交付金による財政支援を予定している。

なお、交付基準等の詳細については、別途、連絡する。

~~~~ お勤め先に関してお伺いします ~~~~

質問1 あなたについて、当てはまる番号に○をつけて下さい。

- 1 世帯主                      2 世帯主以外の国民健康保険の被保険者

質問2 あなたの現在の働き方について、当てはまる番号に○をつけてください。

- |                                             |
|---------------------------------------------|
| 1 常勤の正規職員（法人代表取締役、その他の常勤役員、正社員等）            |
| 2 パート・アルバイト（1週間の決められた労働時間が <u>30 時間以上</u> ） |
| 3 パート・アルバイト（1週間の決められた労働時間が <u>30 時間未満</u> ） |
| 4 その他（上記以外の働き方、現在は働いていない等）                  |

【次の質問へ】※ 3・4の場合は、確認終了（1・2の場合は質問3へ）

質問3 あなたのお勤め先（派遣社員の場合は派遣元）について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1 法人（株式会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人等）      |
| 2 個人が経営（いつも <u>5人以上</u> の人が働いている） |
| 3 個人が経営（いつも <u>4人以下</u> の人が働いている） |

【次の質問へ】※ 3の場合は、確認終了（1・2の場合は質問4へ）

質問4 あなたの現在のお勤め先のお名前等をお聞かせください。

なお、調査に必要となるため、できる限り詳細な記入をお願いします。

※派遣労働者の方は、派遣元の会社の名前、所在地等を記入して下さい。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| お勤め先の名前   |                 |
| お勤め先の所在地  |                 |
| お勤め先の電話番号 |                 |
| 勤務期間      | 自（ 年 月 日）から至（ ） |

質問5 年金事務所があなたの現在のお勤め先に調査を行うにあたり、あなたのお名前を言って調査しても差し支えないかどうか、当てはまるものを選び、○をつけてください。

- 1 名前を伝えての調査をしてよい。
- 2 匿名での調査にしてほしい。

※ 1に○をつけた場合は、お勤め先が、適正に社会保険を適用しているかどうか確認する際に、年金事務所がお勤め先の方へあなたの氏名、生年月日をお伝えすることとなります。

また、2に○をつけた場合は、匿名での調査となりますが、その場合、年金事務所での確認調査に期間を要する場合がありますので、ご了承下さい。

上記質問について、年金事務所（日本年金機構）にあなたの個人情報の提供を同意いただきたく、以下に氏名・生年月日・住所・電話番号のご記入をお願いします。なお、この個人情報はこの度の調査以外の目的には使用しません。また、匿名での調査をご希望される場合であっても、記載内容の確認のためお問い合わせをさせていただくことがありますので、同様に記入をお願いします。

氏名：\_\_\_\_\_ 生年月日(昭和・平成) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

ご記入いただく項目は以上です。 ご協力ありがとうございました。

〇〇年金事務所 連絡先

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇

(別添2)

## 被保険者資格確認モデル事業連絡会議 設置要綱

### 1 趣旨

国民健康保険の被保険者資格確認事務に係るモデル事業(以下「モデル事業」という。)に関し、被保険者への説明と質問方法等の事項について、市町村・年金事務所で情報を共有化し、緊密な連携を図りながら対応するため「被保険者資格確認モデル事業連絡会議(以下「連絡会議」という。)」を設置する。

### 2 構成

連絡会議は、市町村国民健康保険担当課・年金事務所厚生年金保険適用担当課で構成する。

### 3 実施時期

連絡会議の実施時期は、モデル事業実施前の6月、モデル事業実施後の10月に行うこととし、実施中は必要に応じて行うこととする。

なお、具体的な実施日時等については、市町村・年金事務所間で調整すること。

### 4 協議事項

連絡会議の協議事項は、次のとおりとする。

#### (1) 実施前

- ・被保険者への説明と質問方法
- ・質問票の回付方法
- ・照会先の明確化
- ・連絡体制
- ・その他必要な事項

#### (2) 実施後

- ・実施結果報告
- ・取組における効果、問題点、対策
- ・実施内容にかかる検証
- ・その他必要な事項

### 5 運営

連絡会議の事務局は年金事務所で行い、開催の連絡等を行う。

附則 この要綱は平成29年6月7日より施行する。

市町村受付(回付)状況報告書(総括表)

【窓口対応】

|                | 報告件数 | 内訳 |
|----------------|------|----|
| A 市町村窓口対応件数    |      |    |
| B 質問票受付件数      |      |    |
| C 年金事務所への回付件数  |      |    |
| D 年金事務所からの回答件数 |      |    |

※ 内訳欄については、資格取得時・滞納相談時に分けて記載のこと

【郵送対応】

|                | 報告件数 | 内訳 |
|----------------|------|----|
| A 発送件数         |      |    |
| B 質問票受付件数      |      |    |
| C 年金事務所への回付件数  |      |    |
| D 年金事務所からの回答件数 |      |    |

※ 内訳欄については、発送対象別(督促状、催告書、催告書、短期証交付など)に分けて記載のこと

(参考) モデル事業実施市町村

|     |         |
|-----|---------|
| 北海道 | 帯広市     |
| 青森  | 青森市     |
| 岩手  | 盛岡市     |
| 秋田  | 大館市     |
| 栃木  | 宇都宮市    |
| 埼玉  | さいたま市   |
| 東京  | 豊島区     |
| 神奈川 | 茅ヶ崎市    |
| 新潟  | 新潟市     |
| 山梨  | 南アルプス市  |
| 長野  | 長野市     |
| 岐阜  | 関市      |
| 愛知  | 名古屋市    |
| 京都  | 城陽市     |
| 兵庫  | 神戸市     |
| 島根  | 松江市     |
| 広島  | 広島市     |
| 徳島  | 阿波市     |
| 香川  | 高松市     |
| 高知  | 高知市     |
| 福岡  | 福岡市・須恵町 |
| 佐賀  | 佐賀市     |
| 長崎  | 長崎市     |
| 熊本  | 熊本市     |
| 大分  | 日田市     |
| 宮崎  | 宮崎市     |
| 鹿児島 | 鹿児島市    |
| 沖縄  | 那覇市     |